

総行選第40号

平成28年5月2日

各都道府県知事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

第190回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第25号。以下「改正法」という。）は、平成28年4月13日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、平成28年政令第210号及び平成28年総務省令第56号をもって、ともに本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令等の改正は、改正法の一部の施行に伴い、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬の額についての基準等を定めること等を目的として行われ、改正令及び改正規則は、改正法の一部の施行の日（平成28年5月13日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令及び改正規則を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）及び改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。特に、専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬の額については、新令で定める基準に従い、各選挙管理委員会が規程等をもって定める必要がありますので、御留意いただくようお願いします。

なお、改正法のうち、洋上投票の対象の拡充に係る規定については、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、これに伴う公職選挙法施行令等の改正については、後日別途行い、通知

する予定です。

記

第1 専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬の額についての基準等に関する事項

- 1 選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬の額について、政令で定める基準が1人1日につき1万5千円以内とされたこと(新令第129条第4項及び第5項関係)。
- 2 公職選挙法施行令第129条第8項の規定による届出書の様式について所要の改正がされたこと(新規則別記第32号様式の2関係)。

第2 施行期日等に関する事項

- 1 改正令及び改正規則は、改正法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(平成28年5月13日)から施行するものとされたこと(改正令附則第1項及び改正規則附則第1項関係)。
- 2 新令及び新規則の規定は、改正令及び改正規則の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、改正令及び改正規則の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと(改正令附則第2項及び改正規則附則第2項関係)。
- 3 その他所要の規定の整備がされたこと。